

## 議第 69 号

### 和解することについて

次のとおり和解をすることについて、議会の議決を求める。

#### 1 和解の相手方

東京都港区虎ノ門一丁目 7 番 12 号

沖電気工業株式会社 代表取締役 鎌 上 信 也

岐阜県岐阜市六条北四丁目 10 番 7 号

中央電子光学株式会社 代表取締役 日 比 泰 雅

#### 2 事件名

岐阜地方裁判所 平成 31 年（ワ）第 235 号 損害賠償請求事件

#### 3 事件の概要

下呂市消防本部が整備した、消防救急デジタル無線設備の機器製造業者に対し、平成 29 年に公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

原告下呂市は、被告相手方らに対し、損害賠償金として各自連帯して 6,867 万円（契約額の 20%）と遅延損害金を請求した。

#### 4 和解の内容

(1) 被告沖電気工業株式会社は、原告に対し、和解金として 1,137 万円の支払義務があることを認める。

(2) 被告沖電気工業株式会社は、原告に対し、前項の金員を、令和 4 年 12 月 28 日限り、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告沖電気工業株式会社の負担とする。

(3) 原告は、その余の請求を放棄する。

(4) 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

下呂市長 山 内 登

#### 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるもの。

